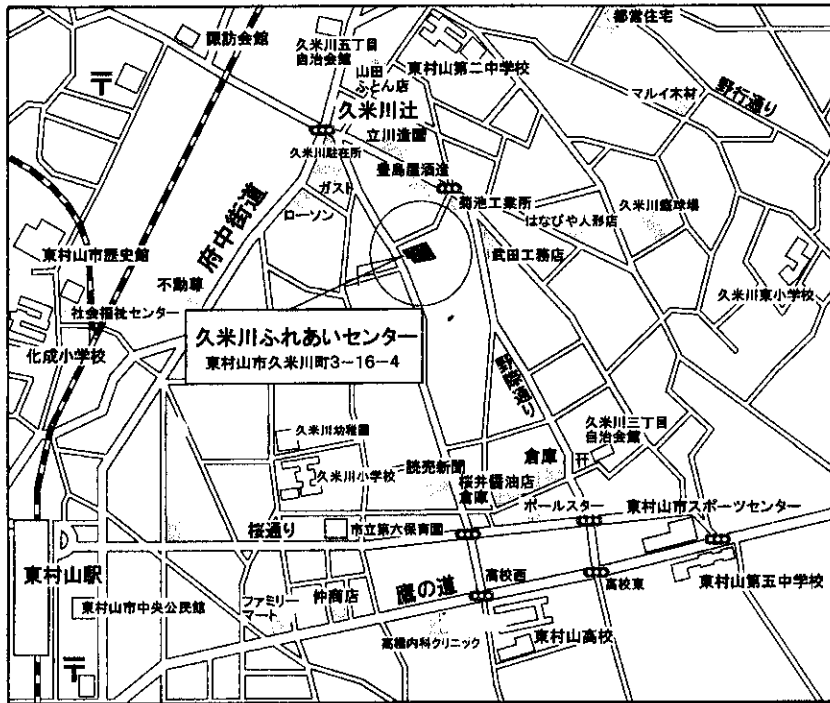


久米川ふれあいセンター

利用案内



久米川ふれあいセンター市民協議会

東村山市久米川町3-16-4
TEL 042(395)8685
FAX 042(395)8685
Eメール kumegawa.fc@soleil.ocn.ne.jp

久米川ふれあいセンターは、周辺自治会代表及び近隣地域に居住する市民の、ボランティアによる市民協議会が、管理運営に当たります。子供から高齢者の皆さん誰でも気軽に利用できる施設です。利用規則を守り、管理者の指示に従って楽しくご利用下さい。

《久米川ふれあいセンターのご案内》

◎開館時間 午前9時～午後9時30分

- 利用区分 午前9時～12時30分
午後1時～午後5時
午後5時30分～午後9時30分

- 小学生・中学生は、保護者等がない場合は午後5時まで
- ロビーの利用は午後9時まで
- 休館日 毎週水曜日と年末年始（12月28日～1月4日）

◎利用できる方 東村山市に在住、在勤、在学の方

- ◎ 施設 集会室1（64.8㎡）・集会室2（64.8㎡）（上足利用、スリッパ持参ください）
和室（12畳）料理教室（料理台3台）
- 集会室は2室を通して利用することもできます。
（床を傷つける恐れのある活動には利用できません。）
- 継続して利用する団体は運営や交流のため久米川町ふれあいセンター市民協議会
会員として団体登録をして下さい。

《ご利用の方法》

◎申し込み方法

開館日の午前9時より予約受け付けし、（電話による受付は午前9時30分より）
午後9時までとします。

- 利用受付 利用する日の2ヶ月前（久米川町に居住する住民はその7日前）から
利用当日まで。利用受付が休館日と重なる場合はその前日から。
- 小学生・中学生の利用は保護者、指導者が申し込みます。
- 1ヶ月に最大8区分まで（各種総会や催しの場合はその限りではありません。）

◎利用料の支払い

- 利用料は全て現金で支払います。
- 既納の利用料金は原則として払い戻ししません。

◎利用承認書

- 利用受付後1週間以内に管理室で、利用承認書を受け取って下さい。
- 1週間以内に利用承認書を受け取らないと、他の申し込みとの関係で、利用受け
付けが取り消される場合があります。
- 利用当日は、利用承認書を管理室に提示して下さい。

《利用上のご注意》

- センター内は全て禁煙です。
- センターの建物・設備等の公共物は大切に扱って下さい。
- 利用時間は準備、後片づけも含めます。利用時間を厳守し、机、椅子、備品の配
置は元の状態に戻して下さい。
- センター内で飲食をされる場合は事前にお申し出下さい。
- ごみの排出が予想される利用には、必ずゴミ袋を持参し、出されたごみは、お持
ち帰り下さい。
- 営利を目的とした活動及び販売、政治団体が構成員を獲得するための行為並びに
宗派の布教、また公序良俗に反する行為には利用できません。
- 駐車スペースに余裕がありませんので、障害者等を除き、徒歩、自転車でおいで
下さい。
搬入、搬出のため駐車場を使用したい時は、利用申し込み時に申し出をして、許
可を受けて下さい。
- 公共施設内では会員の勧誘、金銭の授受は行わないこと。また、経常的な事業とし
て使用しないこと。

利 用 料

室 名	区 分		
	午 前 9:00～12:30	午 後 1:00～5:00	夜 間 5:30～9:30
和 室	300円	400円	400円
料 理 教 室	500円	600円	600円
集 会 室 1	900円	1,000円	1,000円
集 会 室 2	900円	1,000円	1,000円
集会室通し	1,350円	1,500円	1,500円
そ の 他	(1) 集会室通しは集会室1及び集会室2を同時に利用する場合の 料金とする。カラオケ使用は別途料金が掛かります。 (2) 利用時間は後片付けを含む時間とする。 (3) 利用回数は1ヶ月に8区分までとする。		